

# 特定求職者雇用開発助成金

## 成長分野人材確保・育成コース

12月2日  
制度改定!!

就職が困難な方(未経験職種への転職を希望する方)を「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現することで助成金の額が通常より上がります。  
(「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます)

このコースを受給する場合、対象労働者の雇入れ日から「1か月以内」に計画書を提出する必要があります。

助成額

通常の1.5倍!

90万円

360万円

### 対象事業主

①～④のすべてに該当する事業主です。

- ① 上記対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
- ② 対象労働者を、次のいずれかの成長分野等の業務に従事させる事業主であること。  
デジタル化、DX化関係業務・グリーン化、カーボンニュートラル化関係業務。
- ③ 対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと。
- ④ ②と③についての計画書と報告書を提出すること。

助成金額が賃金総額を超える場合には、賃金総額が上限となります。

短時間労働者以外	企業規模	助成対象期間	支給額	既存のコースの支給額	新コースの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	中小企業	1年	90万円	30万円×2期	45万円×2期
	中小企業以外		75万円	25万円×2期	37.5万円×2期
就職氷河期世代不安定雇用者	中小企業	1年	90万円	30万円×2期	45万円×2期
	中小企業以外		75万円	25万円×2期	37.5万円×2期
65歳以上の高年齢者	中小企業	1年	105万円	35万円×2期	52.5万円×2期
	中小企業以外		90万円	30万円×2期	45万円×2期
身体・知的障害者発達障害者、 難治性疾患患者	中小企業	2年	180万円	30万円×4期	45万円×4期
	中小企業以外	1年	75万円	25万円×2期	37.5万円×2期
重度障害者等 (重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	中小企業	3年	360万円	40万円×6期	60万円×6期
	中小企業以外	1年6か月	150万円	33万円×3期	50万円×3期

短時間労働者	企業規模	助成対象期間	支給額	既存のコースの支給額	新コースの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	中小企業	1年	60万円	20万円×2期	45万円×2期
	中小企業以外		45万円	15万円×2期	37.5万円×2期
65歳以上の高年齢者	中小企業	1年	75万円	25万円×2期	37.5万円×2期
	中小企業以外		60万円	20万円×2期	30万円×2期
重度障害者等 (重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	中小企業	2年	120万円	20万円×4期	30万円×4期
	中小企業以外	1年	45万円	15万円×2期	22.5万円×2期

※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。